

国頭村民ふれあいセンター図書室 利用者の皆さまへ

周知日：令和5年5月8日（月）

いつも当施設をご利用いただきありがとうございます。施設利用にあたって「国頭村民ふれあいセンター図書室運営規則」に基づき、下記のとおり周知いたしますのでご理解ご協力をお願いいたします。

記

① 図書の貸出の停止等について（第11条）

1 貸出した図書を返却期間内（貸出を受けた日から14日以内）に返却がなかった場合、新たに図書を貸出しません。

※上記の内容に該当する行為が複数回あった場合、図書の貸出停止または禁止する場合があります。

2 貸出した図書を他人または他団体等の第三者へ転貸（又貸し）した場合、図書の貸出を停止または禁止する場合があります。



② 図書の返納通知書について（第12条）

図書を返納期間内（貸出を受けた日から14日以内）に返却がなかった場合、図書室より「返納通知書」を発行し郵送いたします。

返納通知を受けた利用者は、速やかに貸出図書の返却をお願いします。

※すぐに返却ができない理由等がございましたら図書室へご連絡し、返却日の調整をお願いします。



③ 図書の破損、紛失等について（第13条）

1 貸出期間中に図書が破損した場合は、利用者の独断で修理等を行わず、返却時に図書室の管理人と相談し、修復が困難であることや今後の利用者へ影響が出る状態によっては弁償するものとします。

2 貸出期間中に図書が紛失した場合は、同じものを購入し図書室へ返却をお願いします。また紛失した図書が購入不可能となっている場合等は図書室の管理人と相談し、こちらが指定した同額程度の図書を購入し返却をお願いします。



【上記の内容に関しまして、不明な点等がございましたら下記までお問い合わせください】



図書管理事務所：0980-41-3003
国頭村教育委員会：0980-41-2255